

議案第七号

杉並区立高齢者活動支援センター及び敬老会館条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立高齢者活動支援センター及び敬老会館条例の一部を改正する条例
杉並区立高齢者活動支援センター及び敬老会館条例（昭和五十七年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「敬老会館」を「ゆうゆう館」に改める。

第一条中「敬老会館（以下「会館」という。）を別表第一」を「ゆうゆう館（以下「館」という。）を別表」に改める。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項を次のように改める。

2 館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 高齢者の健康増進及び介護予防に関すること。
- 二 高齢者の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- 三 高齢者の生きがい活動の支援に関すること。
- 四 高齢者の社会参加の支援に関すること。
- 五 館の施設の使用に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

第三条中「及び会館（以下「センター等」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 館を使用することができるときは、次に掲げる者とする。

一 区内に住所を有する六十歳以上の者

二 前条第二項第一号から第四号までに規定する事業に参加する者

三 その他区長が特に必要と認められた者

第四条第一項中「センター等」を「センター及び館（以下「センター等」という。）」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

別表第一中

敬老会館							
杉並区立上荻窪敬老会館	杉並区立下高井戸敬老会館	杉並区立西田敬老会館	杉並区立堀ノ内松ノ木敬老会館	杉並区立阿佐谷敬老会館	杉並区立高円寺北敬老会館	杉並区立大宮前敬老会館	杉並区立馬橋敬老会館

ゆうゆう館							
杉並区立ゆうゆう上荻窪館	杉並区立ゆうゆう下高井戸館	杉並区立ゆうゆう西田館	杉並区立ゆうゆう堀ノ内松ノ木館	杉並区立ゆうゆう阿佐谷館	杉並区立ゆうゆう高円寺北館	杉並区立ゆうゆう大宮前館	杉並区立ゆうゆう馬橋館

杉並区立久我山敬老会館	杉並区立善福寺敬老会館	杉並区立阿佐谷北敬老会館	杉並区立井草中央敬老会館	杉並区立高井戸東敬老会館	杉並区立西荻北敬老会館	杉並区立高井戸西敬老会館	杉並区立和泉敬老会館	杉並区立梅里堀ノ内敬老会館	杉並区立和田中央敬老会館	杉並区立高円寺東敬老会館	杉並区立桃井敬老会館	杉並区立高円寺南敬老会館	杉並区立上高井戸敬老会館	杉並区立天沼敬老会館	杉並区立井草敬老会館	杉並区立四宮敬老会館	杉並区立荻窪敬老会館	杉並区立方南敬老会館
-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	--------------	------------	---------------	--------------	--------------	------------	--------------	--------------	------------	------------	------------	------------	------------

を

杉並区立ゆづゆう久我山館	杉並区立ゆづゆう善福寺館	杉並区立ゆづゆう阿佐谷北館	杉並区立ゆづゆう井草館	杉並区立ゆづゆう高井戸東館	杉並区立ゆづゆう西荻北館	杉並区立ゆづゆう高井戸西館	杉並区立ゆづゆう和泉館	杉並区立ゆづゆう梅里堀ノ内館	杉並区立ゆづゆう和田館	杉並区立ゆづゆう高円寺東館	杉並区立ゆづゆう桃井館	杉並区立ゆづゆう高円寺南館	杉並区立ゆづゆう上高井戸館	杉並区立ゆづゆう天沼館	杉並区立ゆづゆう今川館	杉並区立ゆづゆう四宮館	杉並区立ゆづゆう荻窪館	杉並区立ゆづゆう方南館
--------------	--------------	---------------	-------------	---------------	--------------	---------------	-------------	----------------	-------------	---------------	-------------	---------------	---------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

に改める。

杉並区立大宮堀ノ内敬老会館	杉並区立荻窪東敬老会館	杉並区立永福敬老会館	杉並区立下井草敬老会館	杉並区立浜田山敬老会館
---------------	-------------	------------	-------------	-------------

杉並区立ゆづゆう大宮堀ノ内館	杉並区立ゆづゆう荻窪東館	杉並区立ゆづゆう永福館	杉並区立ゆづゆう下井草館	杉並区立ゆづゆう浜田山館
----------------	--------------	-------------	--------------	--------------

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立高齢者活動支援センター及び敬老会館条例の規定により杉並区立敬老会館の使用の承認を受けている者は、この条例による改正後の杉並区立高齢者活動支援センター及びゆづゆう館条例の規定により杉並区立ゆづゆう館の使用の承認を受けている者とみなす。
- 3 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二（二）を次のように改める。

杉並区立ゆづゆ桃井館		杉並区立ゆづゆ高円寺南館		杉並区立ゆづゆ上高井戸館		杉並区立ゆづゆ天沼館		杉並区立ゆづゆ四宮館		杉並区立ゆづゆ荻窪館		杉並区立ゆづゆ方南館		杉並区立ゆづゆ馬橋館		杉並区立ゆづゆ大宮前館		
洋室	和室	洋室	和室	洋室	和室	洋室	和室	洋室	和室	洋室	和室	洋室	和室	洋室	和室	洋室	和室	洋室
四六・二	一六・二	四七・五	二九・一	五一・二	二八・一	五五・〇	二二・五	五六・四	一八・〇	五一・二	三〇・六	三八・四	二六・〇	五三・〇	二三・〇	五七・九	二二・〇	四五・〇
一、〇〇〇円	三〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	一、一〇〇円	五〇〇円	一、一〇〇円	四〇〇円	一、一〇〇円	三〇〇円	一、一〇〇円	七〇〇円	八〇〇円	五〇〇円	一、一〇〇円	四〇〇円	一、一〇〇円	四〇〇円	一、〇〇〇円
一、四〇〇円	四〇〇円	一、四〇〇円	七〇〇円	一、五〇〇円	七〇〇円	一、五〇〇円	六〇〇円	一、五〇〇円	四〇〇円	一、五〇〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円	七〇〇円	一、五〇〇円	六〇〇円	一、五〇〇円	六〇〇円	一、四〇〇円
一、〇〇〇円	三〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	一、一〇〇円	五〇〇円	一、一〇〇円	四〇〇円	一、一〇〇円	三〇〇円	一、一〇〇円	七〇〇円	八〇〇円	五〇〇円	一、一〇〇円	四〇〇円	一、一〇〇円	四〇〇円	一、〇〇〇円
																集会室	講座室	

館 杉並区立ゆうゆう大宮堀ノ内	講座室	”	”	”	集会室	多目的室	”	集会室	多目的室	”	”	”	”	”	”	”	”
	洋室	洋室	和室	洋室	和室	洋室	洋室	和室	洋室	洋室	和室	洋室	和室	洋室	和室	洋室	和室
	三八・四	四一・三	四四・六	四六・〇	二九・八	六九・八	五三・〇	二五・九	四五・四	七七・五	二六・九	五四・九	一九・八	四七・九	二一・八	四六・〇	二八・二
	八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	一、四〇〇円	一、一〇〇円	五〇〇円	一、〇〇〇円	一、六〇〇円	五〇〇円	一、一〇〇円	三〇〇円	一、〇〇〇円	四〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円
	一、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、四〇〇円	七〇〇円	一、八〇〇円	一、五〇〇円	七〇〇円	一、四〇〇円	二、一〇〇円	七〇〇円	一、五〇〇円	四〇〇円	一、四〇〇円	六〇〇円	一、四〇〇円	七〇〇円
	八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	一、四〇〇円	一、一〇〇円	五〇〇円	一、〇〇〇円	一、六〇〇円	五〇〇円	一、一〇〇円	三〇〇円	一、〇〇〇円	四〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円

付記

- 1 使用時間を延長して使用する場合は、午前又は午後の時間区分のみ管理上支障のない限り一時間を限度として使用時間の延長を許可し、この場合の延長時間の使用料は、規定使用料の三割に相当する額とする。
- 2 午前と午後、午後と夜間又は午前と午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、使用料を徴収しない。

(提案理由)

敬老会館の名称を変更するとともに、事業を拡充する等の必要がある。

	新 条 例	新 旧 対 照 表 (抄)	旧 条 例
<p>五 略</p> <p>杉並区立高齢者活動支援センター及びび敬老会館条例の一部を改正する条例</p> <p>新旧対照表(抄)</p> <p>杉並区立高齢者活動支援センター及びび敬老会館条例</p> <p>新 条 例</p> <p>杉並区立高齢者活動支援センター及びび敬老会館条例</p> <p>びゆうゆう館条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 高齢者の福祉の増進を図るため、杉並区立高齢者活動支援センター(以下「センター」という。)及びびゆうゆう館(以下「館」という。)を別表のとおり設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 四 略</p>	<p>六 略</p> <p>杉並区立高齢者活動支援センター及びび敬老会館条例</p> <p>び敬老会館 条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 高齢者の福祉の増進を図るため、杉並区立高齢者活動支援センター(以下「センター」という。)及びび敬老会館(以下「会館」という。)を別表第一のとおり設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 会館に関すること。</p>		

2 | 館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 | 高齢者の健康増進及び介護予防に関すること。

二 | 高齢者の教養の向上及びレクリエーションに関すること。

三 | 高齢者の生きがい活動の支援に関すること。

四 | 高齢者の社会参加の支援に関すること。

五 | 館の施設の使用に関すること。

六 | 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(使用することができる者)

第三条 センター

を使用することができる者

は、区内に住所を有する六十歳以上の者その他区長が特に必要と認めたとする。

2 | 館を使用することができる者は、次に掲

2 | 会館は、前条の目的を達成するため、施設の使用に関する事業その他区長が必要と認める事業を行う。

(使用することができる者)

第三条 センター及び会館(以下「センター

等」という。)を使用することができる者

は、区内に住所を有する六十歳以上の者その他区長が特に必要と認めたとする。

げる者とする。

一 区内に住所を有する六十歳以上の者

二 前条第二項第一号から第四号までに規定する事業に参加する者

三 その他区長が特に必要と認めたる者

(使用の手続等)

第四条 センター及び館(以下「センター等」という。)を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

一 三略

(使用の手続等)

第四条 センター等

を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

一 三略

(管理の委託)

第十一条 区長は、別表第二上欄に掲げる会館の管理を同表下欄に掲げる公共的団体に委託することができる。この場合において、区長は当該公共的団体との間に委託の

（委任）
第十一条
略

範囲、管理の方法その他委託に関し必要な事項を定めなければならない。

2 前項の規定に基づき管理を委託したときは、区長は、予算の範囲内において、当該委託した事業の執行に要する経費を支払うものとする。

（委任）
第十二条
略